

意見書案第 7 号
令和 7 年 9 月 12 日

長岡京市議会議長

白 石 多津子 様

発議者 大 伴 墨
石 井 啓 子
小 原 明 大
富 岡 浩 史
小 谷 宗太郎
富 田 達 也

意見書の提出について

5 歳児健康診査に関する早急な体制整備を求める意見書（案）
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

5 歳児健康診査に関する早急な体制整備を求める意見書 (案)

近年、発達障がい等の早期発見・早期支援の重要性が増している。就学前の適切な支援は、子どものその後の成長に大きな影響を与えていることから、乳幼児期における健康診査の充実が不可欠である。年齢的に成長の個人差が大きい 5 歳児期に、発達段階や課題を適切に把握することは、就学後のスムーズな学校生活を送る上でも重要となる。

現状、5 歳児への健診は義務化されておらず、各自治体で独自に健診を実施している場合もあるが、その内容や実施頻度にはばらつきがあり、十分な体制が整っているとは言えない。また、こども家庭庁は 2028 年度までに全国の自治体での 5 歳児健診実施を目指し、こども家庭庁HP「5 歳児健診ポータルサイト」設置など努力されているが、具体的な内容については十分なものとは言えない状況である。

5 歳児健診を円滑に導入し、質の高い健診を提供するためには、国による積極的な情報提供と支援体制の構築が急務である。特に小児科医の中でも児童精神科医などの専門医の不足や、健診のフォローアップ体制の確保が課題となり受診待機の長期化についても深刻な問題であることから、質の高い健診を実施するためには専門医の確保が不可欠である。また、健診方法や評価方法についても、統一的な基準やガイドラインを策定し、各自治体へ周知徹底する必要がある。保護者に対しても、健診の意義や受診方法等について分かりやすく情報提供を行うとともに、相談窓口の設置や情報提供体制の整備を進める必要がある。

よって、国に対し、下記の事項について要望する。

記

1. 児童精神科医等の専門医や自治体保健師等、必要人材の確保に向けた施策を推進すること。
2. 自治体での 5 歳児健診実施に向けて、具体的な健診・評価の手法などの情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 12 日

京都府長岡京市議会

宛先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）
こども家庭庁長官